

設楽町地域防災計画修正（案）の要旨

I 地域防災計画修正の根拠

■地域防災計画修正の経緯と方針

市町村地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正しなければならないとされており（災害対策基本法第42条）、設楽町地域防災計画は令和4年2月に修正を行っているが、愛知県地域防災計画の本年度の修正に合わせた計画の修正を行う。

II 県地域防災計画の修正に伴う修正事項

1 避難所等における各種対策

○福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることや町及び県が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記。

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第6章 第2節	防疫・保健衛生
■地震編	第2編 第7章 第1節	避難所の指定・整備等
	第3編 第7章 第2節	防疫・保健衛生

<新旧対照表>

■風水害等編	p 12、30
■地震編	p 13、28

2 防災関係機関相互の連携

○効率的な救助・救急活動のため、町、県及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

<修正箇所>

■風水害等編	第2編 第7章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
■地震編	第2編 第5章	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

<新旧対照表>

■風水害等編	p 9
■地震編	p 11

Ⅲ 設楽町の取組に係る修正事項

1 自主防災会が開設する避難場所に関する事項

○昨年度の町の取り組みを踏まえて、自主防災会が開設する避難場所に関して記載する。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第8章 第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 1

2 避難行動要支援者の支援に関する全体計画を策定したことによる事項

○本年度、避難行動要支援者対策を推進するために全体計画を策定したので追記する。

<修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 第2節 要配慮者支援対策

■地震編 第2編 第7章 第2節 要配慮者支援対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p 1 2

■地震編 p 1 3